

# 11月から来年度の保育施設利用申し込みを開始



☎ 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

令和8年度の入園を希望する保護者は、期日までに申し込みをしてください。在園している園児も、引き続き入園を希望する場合は、10月中旬に各施設から配布または市役所から郵送される申請書などの提出が必要です。

## ■ 申し込みに必要な書類

- ▷ 認定申請書兼利用申込書
- ▷ 保育を必要とする証明書(きょうだいがいる場合は、保護者一人につき1枚で構いません)  
※認定こども園(教育)、幼稚園の場合は不要

## ■ 受付場所

- ▷ 保育所=子ども子育て課、各支所市民サービス係
- ▷ 認定こども園、事業所内保育所、幼稚園=各施設

## 「子育てのための施設等利用給付認定書」の提出

次のいずれかに該当する人で、無償化給付を希望する人は別途申請が必要です。

- ▶ 幼稚園などの預かり保育を利用
- ▶ 認可外保育施設や一部の幼稚園など、無償化給付の対象となる施設などを利用

## ■ 書類の配布場所

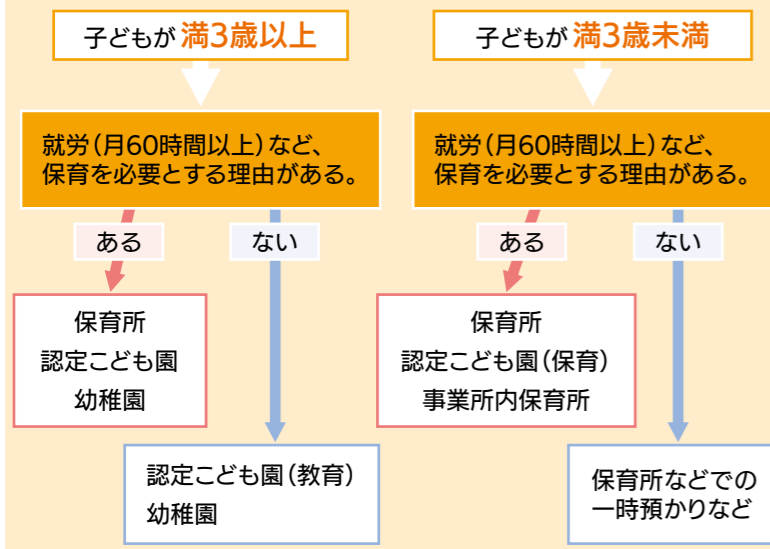
子ども子育て課、各支所市民サービス係  
※市ホームページからもダウンロードできます。

## ■ 申込期間

11月4日(火)～17日(月)

## 利用できる施設

子どもの年齢や家庭の状況により利用できる施設が異なります。



## 施設利用のスケジュール

### 10月31日まで

施設を見学し、申し込みに必要な書類を準備しておいてください。見学は各施設へ問い合わせください。

### 11月4日～17日

市役所または各施設に書類を提出してください。

### 令和8年1月下旬

市役所から支給認定証などの通知が届きます。  
※保育所以外の利用者は、通知が届いた後に施設と利用契約を交わしてください。

### 令和8年4月1日

利用開始

### 令和8年4月15日頃

「保育料決定通知書」が届きます。

## 保育所(施設名/住所/電話)

本郷慈光園	瀬高町本郷593-2	62-2954
瀬高保育園	瀬高町下庄1557	63-2265
太神保育園	瀬高町太神1660	63-2472
浜田保育園	瀬高町濱田742	62-2585
清水保育園	瀬高町本吉835-2	62-2118
東山中央保育園	瀬高町坂田1009	62-2400
ひばり保育園	瀬高町小田1101-5	62-3769
二川保育園	高田町上楠田2090-2	22-5652
開保育園	高田町黒崎開848	32-8113
竹井愛児園	高田町竹飯1283	67-1505
山川東部保育園	山川町尾野1951-1	67-2161

## 認定こども園(施設名/住所/電話)

岩田幼稚園	高田町岩津1063-1	22-5085
ひがしやまあいじえん	瀬高町小田2215-5	63-7519
大江幼稚園	瀬高町大江191-2	62-2855
瀬高大谷幼稚園	瀬高町下庄972	63-7419
山川幼稚園	山川町立山182-11	67-2462
上庄ひいらぎこども園	瀬高町上庄1295-1	63-7859

## 事業所内保育所(施設名/住所/電話)

キッズハウスヨコクラ	高田町濃施501-1	85-8015
------------	------------	---------

## 幼稚園

※幼稚園は市内にはありません

# 11月から来年度の放課後児童クラブ入所申し込みを開始



☎ 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

令和8年度放課後児童クラブの入所申し込みを11月から開始します。仕事などで、昼間に保育できる保護者がいない家庭の小学生が対象です。申し込み多数の場合は選考になります(低学年優先)。詳しくは各放課後児童クラブまたはみやま放課後児童クラブ事務局(Tel67-0007)に問い合わせください。

## ■ 放課後児童クラブ一覧

クラブ名	設置場所	住所	電話番号	開所時間
大江放課後児童クラブ	大江小	瀬高町大江1726	62-2082	▷ 平日=下校時～午後6時30分 ▷ 土曜、長期休暇(春・夏・冬休みなど)=午前8時～午後6時30分 ※日曜、祝日、盆休み(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は閉所します。
瀬高放課後児童クラブ	瀬高小	瀬高町下庄1373	63-2062	
南放課後児童クラブ	南小	瀬高町太神1343	63-8777	
桜舞館放課後児童クラブ	桜舞館小	高田町舞鶴257-1	67-1688	
清水放課後児童クラブ	清水小	瀬高町大草1596-1	63-8987	
水上放課後児童クラブ	水上小	瀬高町長田3228-2	63-8763	
高田放課後児童クラブ	高田小	高田町下楠田1443	22-4778	

## ■ 対象

市内の小学校に通う児童

## ■ 申込期間

11月4日(火)～28日(金)の平日11時～16時  
※決定通知書は、令和8年1月下旬に郵送します。

## ■ 受付場所

各放課後児童クラブ(簡単な面談予定)

## ■ 申し込みに必要な書類

①入所申込書 ②証明書類(下表)

対象	必要な書類
給与所得の人(パート、事業専従者含む) 自営業の人(農漁業含む)	就労証明書
その他の人(家族の介護など)	申立書

※アレルギーがある場合は、医師の診断書が必要となる場合があります。

## ■ 書類の配布場所

各放課後児童クラブ  
※市ホームページからもダウンロードできます。

# 市民駅伝大会参加者募集(無料)



☎ 社会教育課 社会教育係 (Tel32-9182)

## ■ 日時

令和7年12月13日(土) 9時～

## ■ 場所

筑後広域公園 球技場、フィットネスエリア

## ■ 対象

市内在住、在勤の人または市スポーツ協会会員

## ■ 申込方法

11月21日(金)までに、社会教育係(山川支所)へ申込書を持参、またはFAX(32-9192)

## ■ チーム編成

監督1人、選手5人(兼任可)  
※12月上旬に山川支所で監督会議を開催します

## ■ 小学生・楽走の部

▷ 9時45分スタート ▷ 区間=1.2km×5人  
▷ 楽走の部は最大10人(1区間2人まで)

## ■ 中学生男子・中学生女子・一般の部

▷ 10時30分スタート ▷ 区間=1.2km×5人



## 40～74歳で国保加入の皆さんは「特定健診」の受診を

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)



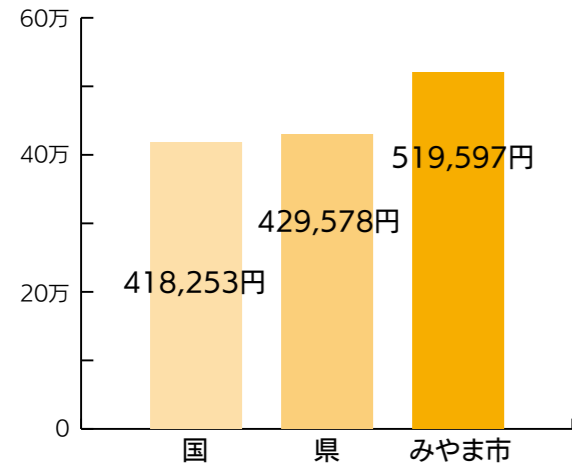
特定健診は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム(※)に着目した健診です。糖尿病や高血圧などの生活習慣病の発症・重症化を予防するため、年に1度「特定健診」を受診して自身の健康状態を確認しましょう。

※メタボリックシンドロームとは、内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わされることにより、心臓病や脳卒中になりやすい状態です。日本では、腹囲が男性85cm・女性90cm以上で、かつ血圧・血糖・脂質のうち2つ以上が基準値から外れると診断されます。

### ■国・県の平均を上回る医療費

本市の令和5年度国民健康保険の総医療費は44億9,275万円です。また、被保険者1人当たりの医療費は平均で51万9,597円で、福岡県平均の約1.21倍、全国平均の約1.24倍となっています。

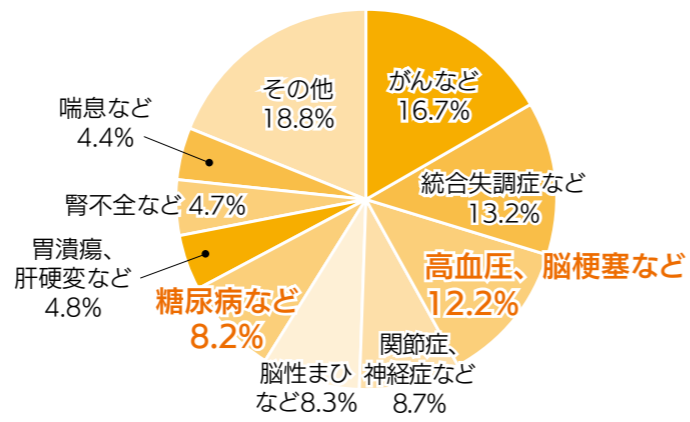
【令和5年度 国民健康保険1人当たりの医療費】



### ■医療費の約20%を占める生活習慣病

国・県の平均を上回る本市の国民健康保険医療費の中でも、生活習慣病(高血圧、脳梗塞、糖尿病など)にかかる医療費が全体の約20%となっています。

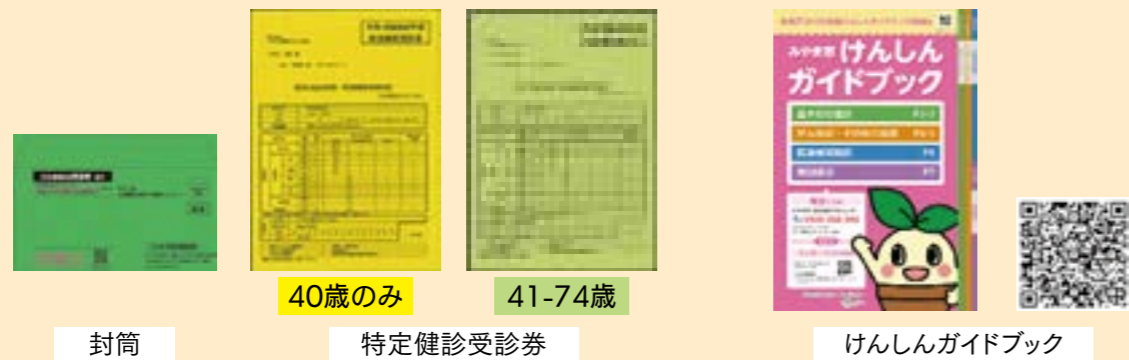
【令和6年度診療分 市国民健康保険医療費の疾病分類割合(歯科除く)】



### 特定健診で早期発見・早期予防

特定健診受診の際は、マイナ保険証または資格確認書、特定健診受診券、受診料金を持参ください。検査項目は、血液検査、血圧測定、尿検査、身体測定(身長・体重)、問診です。詳しくは「けんしんガイドブック」をご覧ください。

※特定健診受診券の再発行を希望する場合は、国保年金係へ問い合わせください。



## 水道メーターの取り換えにご協力ください

問 上下水道課 庶務係 (Tel64-1533)



水道メーターの有効期限は、計量法により8年と定められており、期限での取り換えが義務付けられています。対象者には、取り換え作業を行う指定業者名を記載したハガキを送付しますのでご協力をお願いします。

### ■交換日当日

- ▷立ち会いは不要です。敷地内へ立ち入りますのであらかじめご了承ください。
- ▷作業中は10分～30分程度断水します。
- ▷交換費用は無料です。
- ▷取り換え完了の連絡票を手渡し、または投函します。
- ※作業を行う指定業者は、「水道メーター交換業務委託事業者証」を携行しています。

### ■作業期間

10月16日(木)～11月15日(土)  
※8月、9月の交換は終了しました。

### ■交換後の注意

- ▷濁り水などが生じる場合は、しばらく水道水を流すことで解消します。
- ▷水が出ない場合などは問い合わせください。

## 下水道は正しく使いましょう

問 上下水道課 下水道係 (Tel64-1533)

下水道を正しく利用しないと、下水道管や污水处理施設などが詰まって流れに支障をきたし、維持管理に大きく影響を及ぼします。下記のポイントに注意し、適正な利用をお願いします。

トイレには水に溶ける紙以外流さない

調理くずや食べ残しなどの生ごみは三角コーナーなどを活用する

調理油などは、紙に染みこませるか凝固剤で固めるなどして一般ごみに捨てる

洗剤などは適量を使用する

ガソリンや灯油、シンナーなどは流さない

汚水管やます、飲食店などにあるグリーストラップは、定期的に点検・清掃する

## 国保で交通事故などの治療をする際は届け出が必要です

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)



国民健康保険の加入者が、第三者(自分以外)の行為による交通事故などでけがをし、国民健康保険を使って医療機関で治療を受ける場合は、届け出が必要です。医療費は、加害者が負担するのが原則ですが、届け出により国民健康保険が立て替え、後日加害者に請求します。

### ■届け出の方法

- ①警察に届け出て「事故証明書(人身事故)」を取得する。
- ②国保年金係へ「第三者行為による傷病届」を提出する。

※他人のペットに咬まれた、落下物に当たったなどのけがも届け出が必要な場合があります。

### ■届け出に必要なもの

マイナ保険証または資格確認書、世帯主の印鑑、事故証明書(人身事故)、来庁者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)